

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るため、経営の監督と執行の分離や社外取締役による経営監督機能の強化に取り組みます。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針については、本報告書のほか、当社ホームページ(<https://kito.com/jp/ir/governance>)にも掲載しています。

【原則1 - 4 : 政策保有】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、保有する株式数を含め合理性があると認める場合に限り、上場株式を政策的に保有し、定期的に保有の合理性を検証します。

また、検証の結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、可能な限り速やかに処分・縮減していくことを基本方針とします。

(2) 議決権の行使

投資先の経営方針を尊重したうえで、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかや、今後の取引関係の見通し及び社会的責任の観点等から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断します。

(3) 政策保有株主からの株式売却等

当社は、当社株式を政策保有する株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合、政策保有株主の意向を尊重します。

(4) 政策保有株主との間で会社や株主の利益を害する取引を行わないこと

当社は、取引先が政策保有株主であるか否かに係らず、取引においては経済合理性を十分に検証し、会社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。

【原則1 - 7 : 関連当事者間の取引】

当社と取締役、経営陣もしくは支配株主等の関連当事者との間で利益相反取引を行う場合または取締役もしくは経営陣が競業取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、当該取引を取締役に上程し、承認を得るものとします。

【原則2 - 6 : 企業年金のアセットオーナーとしても機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加え、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金の運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮すべく、計画的な人材の育成や運用面における取組みを行うとともに計画的な配置に努めてまいります。

【原則3 - 1 : 情報開示の充実】

- () 経営理念、経営戦略、経営計画を当社ホームページ、有価証券報告書等で開示しています。

(<https://kito.com/jp/ir/library>)

- () コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

また、基本方針は当社ホームページで公開しています。

(<https://kito.com/jp/ir/governance>)

- () 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

役員報酬を決定するにあたっての方針と手続に関しましては、本報告書の「II.1. [取締役関係] 及び [取締役報酬関係]」及び有価証券報告書にて開示しています。

(<https://kito.com/jp/ir/library>)

- () 経営幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

性別、国籍等を問わない多様な人材が、当社グループの事業に新たな発想とアイデアをもたらす、イノベーションの原動力となると考えて

います。

<方針>

(選任)

社内取締役については、営業や製造等の事業部門経験者、また企画・開発・管理部門の経験者

社外取締役及び社外監査役は知識、経験、能力、人柄及び当社の意思決定に対し積極的な提言や問題提起を期待することができる者

(解任)

職務執行に関し不正の行為または法令・定款に違反する事由が生じた場合には、解任を検討

<手続>

取締役の選解任にあたっては、指名報酬委員会での審議を経て、取締役会に勧告し、取締役会で決議のうえ、株主総会に付議いたします。監査役の選任にあたっては、指名報酬委員会での審議を経て、監査役会の同意を得て、取締役会で決議のうえ、株主総会に付議いたします。監査役の解任にあたっては、株主総会に付議いたします。

() 個々の選解任・指名についての説明

取締役及び監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴、選任理由を記載しています。

(<https://kito.com/wp/wp-content/uploads/239fafa24db362522a13a439306778e8.pdf>)

【補充原則4 - 1 - 1：経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は当社の経営の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針ならびに業務執行上の重要な事項を決定・承認し、取締役の職務の執行を監督いたします。また、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループ会社にかかる重要な意思決定を行い、グループ全体の統制を図っております。

当社は事業部制を導入し、各取締役の職務分掌の範囲で業務の執行を委任しております。

【原則4 - 9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役・社外監査役の独立性を客観的に判断するために、金融商品取引所が定める独立性の基準を踏まえ、独自に独立性に関する基準を規定し判断しております。また、選任には、独立性だけでなく、知識、経験、能力、人柄及び当社の意思決定に対し積極的な提言や問題提起を期待することができるかといった観点等を踏まえて総合的に判断しております。

【補充原則4 - 11 - 1：取締役会の構成についての考え方】

当社取締役会の構成としては、知識・経験・能力をバランスよく備え、性別や国籍の多様性及び適正規模にすることが望ましいと考えております。当社の取締役選任に関する方針・手続は、本報告書「1.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他基本情報」の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の「原則3 - 1:情報開示の充実 ()」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2：取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役の兼任状況は、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

(<https://kito.com/wp/wp-content/uploads/239fafa24db362522a13a439306778e8.pdf>)

【補充原則4 - 11 - 3：取締役会全体の実効性分析・評価】

当社は、2019年度に取締役会の実効性に関する評価を実施しました。

(1) 評価方法

取締役及び監査役に対するアンケートを実施、結果を取締役会で報告

アンケート項目 (5区分、35問)

取締役会の構成 (構成、社外役員の数・割合、多様性、任期等)

取締役会の運営方法 (取締役会の役割、資料内容、権限委譲、議論の活発度等)

議題の選定 (報酬・選解任・コンプライアンス等に関する議論の状況、従前の課題に対する対応状況等)

取締役会を支える体制 (情報交換の機会・頻度、部門との連携状況、情報アクセス等)

任意の委員会に関する質問 (構成、報酬・選解任に関する議論の状況、後継者育成計画等)

(2) 結果と今後の対応

全体として取締役会全体の実効性については適切に確保されていると評価されました。

今後は、取締役会の実効性の更なる充実に向けて、抽出された課題の対応、改善を進めてまいります。

実効性評価の結果認識された3つの課題とその対応方針

中長期戦略、製品戦略及び地域戦略についての議論を深化

対応方針: 次期中期経営計画(2021年度開始予定)の策定と併せて、議論を深めていく。

リスクに関する議論の頻度を高め、定期的な見直しの実施

対応方針: 2019年度において重大リスクについて議論したが、重大リスク以外にも経営上抱えているリスクや課題を共有し議論する。

経営陣のサクセッションプランを具体的に議論

対応方針: グループ全体の重要ポジションの育成のためのキャリアプランを含めより議論を進める。

【補充原則4 - 14 - 2：取締役・監査役のトレーニング】

経営の透明性・公正性の確保と迅速・果敢な意思決定ができる人材が必要であると考えており、取締役や監査役が就任する際には、会社法や経営課題、コーポレートガバナンス、財務に関する説明の機会を設けております。また、社外取締役や社外監査役が就任する際は、当社の企業理念や歴史、事業内容などの説明のほか、工場視察や海外子会社視察などの機会を設定しています。

【原則5 - 1：株主との対話】

株主、機関投資家、アナリスト、メディア、そのほか全てのステークホルダーに向けて、IR担当取締役をはじめとした経営陣幹部、さらに従業員を含めた対話と交流により、迅速かつ正確な会社情報の開示をいたします。

- (1) 株主・投資家との対話・面談についてはIR担当取締役及びIR部門が中心となって対応いたします。対話の目的に応じ、IR担当部門は社内各部署と有機的な連携を図り対話の充実を図ります。
- (2) 機関投資家、アナリスト、メディア向けの説明会や工場見学会の機会を設け、経営戦略や事業内容に関する説明会を適宜実施しております。また、個人株主向けに株主交流会や工場見学会を開催し、対話の機会を設けております。さらに、ホームページ上に専用のページを設け業績、事業内容、経営戦略などをわかりやすく掲載しております。
- (3) 株主・投資家との対話内容は、定期的に取り締役会や社内イントラネット等を活用し社内でも共有しております。
- (4) 対話において、インサイダー情報(未公開の重要事実)を伝達することはしません。決算発表までの4週間を「沈黙期間」としております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND | 1,880,300 | 9.18 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,478,000 | 7.21 |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 957,327 | 4.67 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 878,600 | 4.29 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 744,500 | 3.63 |
| 株式会社YKキャピタル | 740,000 | 3.61 |
| 株式会社三井住友銀行 | 670,400 | 3.27 |
| RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG CLIENT A/C | 605,100 | 2.95 |
| RE FUND 107-CLIENT AC | 452,300 | 2.20 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 430,800 | 2.10 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明 更新

- 1 大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか当社所有の自己株式6,576,603株があります。
- 2 割合は、自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 3 2020年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2020年2月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 / 所有株式数(株) / 割合(%)
 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 / 684,900 / 2.53
 株式会社三井住友銀行 / 670,400 / 2.48

- 4 2020年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 / 所有株式数(株) / 割合(%)
 アセットマネジメントOne株式会社 / 1,532,500 / 5.67

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 機械 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |

| | |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | | |
| 中村 克己 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平井 孝志 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | |
| 大澤 弘治 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 中村 克己 | | | <p>中村克己氏は、国の基幹産業のひとつである自動車業界での長年における経営者・技術者としての豊富な知見とモノづくりでの経験を有していることから、当社に対して、適切な助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から経営の監督を行うことができると考えております。</p> <p>当社と同氏の間特別な利害関係はございません。また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| 平井 孝志 | | <p>平井孝志氏は、国際的に展開するコンサルティング・ファームでの長年にわたるコンサルタントとしての経験、日米の事業会社における経営陣としての経験、さらには経営大学院におけるグローバル人材育成の経験を有しており、当社の戦略の立案について適切に助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると考えております。</p> <p>当社と同氏の間特別な利害関係はございません。また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p> |
| 大澤 弘治 | | <p>大澤弘治氏は、シリコンバレーにおいて長くベンチャーキャピタルファンドの経営に携わっており、新規事業の発掘や育成に関する知見だけでなく、IoT等の最先端技術に対する知見も深いため、当社の事業の発展及び最先端技術を獲得していく上で適切に助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営を監督できると考えております。</p> <p>当社と同氏の間特別な利害関係はございません。また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p> |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|---------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |

補足説明 更新

当社は取締役会の諮問機関として、取締役及び監査役の指名、報酬に関する任意の委員会として取締役5名で構成される指名報酬委員会(鬼頭芳雄、遅澤茂樹、中村克己、平井孝志及び大澤弘治)を設置しています。

本委員会は5名のうち、社外取締役を3名選任することにより、独立性及び中立性が確保されており、取締役、監査役、執行役員及び子会社社員の候補者選任・解任・解職にかかる事項並びに取締役、執行役員及び子会社社員の報酬等の内容に関して審議を行い、さらに業務執行結果を評価し取締役会へ勧告しております。

2020年3月期の主な審議・決定事項は次のとおりです。

・2019年度役員報酬ターゲット設定、役員評価・業績連動報酬について

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・ 監査役、内部監査組織及び会計監査人は、少なくとも四半期毎に意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を図っております。
- ・ 監査役は、毎月、会計監査人から監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、意見・情報交換を行っております。
- ・ 監査役は、都度、内部監査組織から内部統制状況と業務執行管理全般、改善要求に対する取り組み状況の確認に関する監査結果等の報告を受け、意見・情報交換を行っております。
- ・ 当社の会計監査人はPwCあらた有限責任監査法人です。会計監査人に対する報酬等の内容等につきましては「2.3 監査報酬の内容等」を参照ください。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 濱田 清仁 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 箱田 英子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 濱田 清仁 | | | <p>濱田清仁氏は、公認会計士であり、財務、M&A、会計及び税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができると考えております。</p> <p>当社と同氏の間特別な利害関係はございません。また、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p> |
| 箱田 英子 | | | <p>箱田英子氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士であり、企業法務に精通し、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができると考えております。</p> <p>当社と同氏の間特別な利害関係はございません。また、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。本人が所属する事務所のルールに従い、独立役員として指定、届出は行いません。</p> |

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、当社の事業展開に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から、その独立性を判断しております。

1. 当社及び当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
3. 当社の大株主又はその業務執行者
4. 当社及び当社グループの大口出資先の業務執行者
5. 当社及び当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社及び当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている(役員報酬以外に過去3年平均にて、その者の売上高もしくは総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額を超える財産を受けている場合)コンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
7. 当社及び当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
8. 当社及び当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
9. 過去3年間に於いて、上記1.から8.までに該当していた者
10. 次に掲げる者の近親者(2親等以内の親族)
 - A. 上記1.から9.に該当する者
 - I. 当社又は当社グループの取締役、監査役、執行役員又は重要な使用人等

(注)

- * 「当社及び当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、その者の年間連結総売上高もしくは総収入金額の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える支払いを当社及び当社グループから受けた者をいう。
- * 「当社及び当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結総売上高もしくは総収入金額の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える支払いを当社及び当社グループに行った者をいう。
- * 「当社の大株主」とは、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
- * 「当社及び当社グループの大口出資先」とは、当社及び当社グループがその出資先の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する場合における当該出資先をいう。
- * 「当社及び当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、過去3年間の平均で1,000万円又はその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社及び当社グループから受けている者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対して、2019年7月より固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬(譲渡制限付株式)を支給しています。従前は、固定報酬、業績連動報酬、ストックオプション報酬及び役員退職慰労金を採用しておりましたが、ストックオプション報酬及び役員退職慰労金を廃止し、株式報酬(譲渡制限付株式)といたしました。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役は固定報酬のみ支給しております。

固定報酬:業績連動報酬:株式報酬 = 6:3:1

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分 / 総額 / 固定報酬 / 業績連動報酬 / 株式報酬(譲渡制限付株式) / スtockオプション報酬 / 役員退職慰労引当金繰入額(業績連動

型) / 員数

取締役(社外取締役を除く) / 175百万円 / 87百万円 / 65百万円 / 12百万円 / 3百万円 / 6百万円 / 3人

監査役(社外監査役を除く) / 14百万円 / 14百万円 / - / - / - / - / 1人

社外役員 / 36百万円 / 36百万円 / - / - / - / - / 7人

- 1 上記報酬には2019年6月21日付をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおり、また、無報酬の取締役1名を除いてあります。
- 2 業績連動報酬は報酬額が年度末時点では確定されていないため、2018年4月1日から2019年3月31日までの一部(23百万円)と、2019年4月1日から2020年3月31日までの一部(42百万円)を計上しております。
- 3 報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はおこなっておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な手段の一つに位置付けており、市場競争力を担保するため、大手企業が参加する報酬調査結果の中位をベンチマークとして、基準額の水準の妥当性を指名報酬委員会で検証し、取締役会に勧告しています。

< 役員報酬の算出方法 >

(固定報酬) 役職及びそれを細分した役職等級毎に設定しております。

(業績連動型報酬) 業績連動報酬及び役員退職慰労金は、単年度の業績に連動する報酬となります。

なお、役員退職慰労金は、2019年6月21日開催の第75回定時株主総会の終結時をもって廃止しております。

業績連動報酬の決定方法は、役職毎に標準額を設定し、評価指標として当社連結売上高及びEBITDA(営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算した額)を用い、目標値(100%)に対する達成度及び各人の当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準額に対して0%から200%までの範囲で決定されます。

役員退職慰労金の決定方法は、役職毎に標準額を設定し、評価指標として当社連結売上高及びEBITDAを用い、目標値(100%)に対する達成度等を評価し、標準額に対して50%から200%までの範囲で決定されます。

(株式報酬(譲渡制限付株式))

役員毎に標準額を決定し、その金額に相当する当社普通株式(譲渡制限付)を毎年定期的に付与いたします。譲渡制限の解除は退任時としております。

指標 / 指標の選定理由

売上高 / 市場における成長力を計る指標として選定

EBITDA / キャッシュ創出力を計る指標として選定

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専門の補助スタッフはおりませんが、各部署との連携、更には人事総務部の支援を要請することも可能となっております。また、取締役会の議案を事前に提出するほか、監査役会では常勤監査役の活動状況等を報告し、情報交換を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|----|-------|------|---------------------------|--------|----|
| | | | | | |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

当社は定款上、取締役会決議で相談役・顧問等の委嘱ができますが、現在は該当者がおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1) 取締役会

- ・ 当社の取締役会は、当社の経営の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針ならびに業務上の重要な事項を決定承認し、取締役及び執行役員の職務の遂行を監督いたします。
- ・ 取締役7名(社内取締役4名、社外取締役3名)で構成されております。
- ・ 代表取締役社長を議長とし、原則月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ確かな経営判断が実施できる

体制となっております。2019年度の活動実績は書面決議を含み17回となります。

- ・ 当社の取締役会は当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループ会社にかかる重要な意思決定を行い、グループ全体の統制を図っております。
- ・ 代表取締役社長は具体的な職務執行状況について、毎月報告を行っております。
- ・ 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで責任を限定しております。

2) 執行役員会

- ・ 意思決定・監督機能と業務執行の分離による、機動的な業務執行を図るために執行役員制度を導入しております。
- ・ 取締役会は、執行役員15名(うち取締役兼務者4名)を選任し、業務執行の監督者としての役割・責務を果たす経営形態を採用しております。
- ・ 執行役員会では、重要項目を詳細に審議し、業務執行の総合調整と意思統一をすることを目的としております。
- ・ 代表執行役員を議長とし、取締役会開催前に毎月開催しております。2019年度の実績は11回となります。

3) 監査役会

- ・ 取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っており、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証する他、取締役会や執行役員会等の重要な会議へ出席し意見を述べております。
- ・ 常勤監査役1名と社外監査役2名で構成しております。
- ・ 監査役会を開催し策定した監査計画、監査の実施状況、監査結果等の検証を行っております。2019年度の活動実績は14回となります。
- ・ 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで責任を限定しております。

4) 内部監査

- ・ 当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄の専従組織として内部監査室を設置しており、5名の体制としております。
- ・ 内部監査室は年間計画に基づき監査を実施し、当社及び当社グループの財務報告に関する内部統制状況と会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性、業務の執行管理全般、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認に関する監査を実施し、経営の効率化と業務の改善を図っております。
- ・ 内部監査室による監査結果は、会計監査人並びに監査役とも共有し、四半期毎に会計監査人による監査結果の報告も受けております。なお、監査役監査結果及び内部監査結果は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内内部統制ルールの見直しに繋げております。

5) 会計監査の状況

- ・ 2020年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は、PwCあらた有限責任監査法人に所属している市原順二氏及び本多守氏の両氏となります。また監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他31名であります。

6) 監査報酬等の内容

- ・ 当社の監査法人は PwCあらた有限監査法人です。
- ・ 監査公認会計士等に対する監査報酬の内容
 - 監査証明業務に基づく報酬：(当社) 58百万円
 - 非監査業務に基づく報酬：(当社) 11百万円
 - (当社における非監査業務の内容は、主に内部統制に関するアドバイザー業務等であります。)
- ・ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(PwC)に属する組織に対する報酬(上記を除く)
 - 監査証明業務に基づく報酬：(当社) 77百万円 / (連結子会社) 84百万円
 - 非監査業務に基づく報酬：(当社) 2百万円 / (連結子会社) 14百万円
 - (当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザー業務等であります。)
- ・ 監査報酬の決定方針
 - 監査報酬の決定にあたっては、監査日数・当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業理念に基づく経営を実践するための最適な企業統治体制として、監査役会設置会社を選択しております。監査役会設置会社は当社にとって現時点における最適な経営統治形態であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|--|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社では、定時株主総会の集中日を回避して開催しております。2020年の開催日は6月23日です。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権行使を可能にしています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知の英語版を作成し、当社のホームページに掲載しております。 |
| その他 | 招集通知(事業報告を含む)は当社のホームページ、TDnetによる開示を通じて東京証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。パワーポイント資料を活用し、株主総会で分かりやすい報告を実施しております。更には、株主総会后速やかに当社ホームページにて、株主総会の模様を公開しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しております。 (https://kito.com/jp/ir/disclosure) | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | <ul style="list-style-type: none"> 証券会社アレンジによる個人投資家向け説明会を、継続的に実施中、具体的には2018年度は7回、2019年度は5回、開催実績があります。 各回とも、50名から250名の参加があり、当社事業、直近の業績、足もとの状況、中期経営計画から、障がい者雇用への取組みや社会貢献活動等を説明しております。 個人投資家向け説明会とは別に、個人株主を対象とした山梨本社工場見学会を年に2回、定例的に実施中、各回20名から30名の方に参加いただいております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | <ul style="list-style-type: none"> 5月と11月の決算発表後、速やかに決算説明会を実施、代表者自ら決算と業績見通しについて説明しております。 決算説明会の模様は動画収録され、加えて通訳音声による英語版と併せ、それぞれ説明会同日中に当社ホームページに公開しております。 決算説明会での質疑は、テキストにて、これも同日中にウェブサイトに掲載しております。また、アナリストや機関投資家株主からのリクエストに応じて、数名から10名程度を対象とした山梨本社工場見学会を随時実施しており、代表者および製造部門の管掌役員が説明し質疑に対応します。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 上記決算説明会の同時通訳音声による英語コンテンツを、説明会と同日中に当社ホームページに公開しております。加えて決算説明会での質疑について、要旨を英文テキストにてウェブサイトに公開しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 以下のIR資料は、当社のホームページに掲載しております。 (https://kito.com/jp/ir) 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレートガバナンスの状況、株主総会の招集通知など、投資家向け情報を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRに関する専任部署として、CFOの下にコーポレート・コミュニケーション部を設置しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | <p>企業理念、統合マニュアル(品質/環境)、コーポレートガバナンスに関する基本方針、コンプライアンスマニュアル等において、株主、取引先、従業員、顧客や地域社会などのステークホルダーのニーズと期待に応え、社会的責任を重視した経営を進める旨を定めております。</p> |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | <p>社会の一員としての企業の責任を忘れることなく、社会と共に繁栄を目指しており、ものづくりを通じて、社会とのコミュニケーションを充実・強化し、積極的かつ継続的に当社らしい事業、CSR推進活動に取り組んでおります。</p> <p>(環境活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と地球が調和した豊かで持続可能な社会実現を目指した環境方針を定め、気候変動、化学物質の管理、持続可能な資源の利用、生物多様性への対応、法令順守を中心に取り組んでおります。 <p><事例></p> <ul style="list-style-type: none"> 工場LED化によるCO2削減、キトー使用禁止物質の制定(化学物質の管理)、塗装工程の粉体への変更による有機溶剤使用料の削減、富士山麓保全活動など <p>(ダイバーシティの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが活躍できる職場を目指し、特に障がい者雇用に取り組んでおります。当社の特長は、「何ができるか」ではなく「どうしたらできるか」を社員が考え取り組むことで、障がい者と共にごく自然に働ける環境を作っております。 ・障がい者雇用率は2020年6月時点で6.8%となっており、法令雇用率2.2%を大きく上回っております。 <p>CSRに関する主な取組み内容はホームページに記載しております。 (https://kito.com/jp/csr)</p> |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | <p>ディスクロージャーポリシーに従い、情報提供を行っております。迅速かつ正確で公正な情報開示により、経営の透明性向上に取り組んでおります。</p> |
| その他 | <p>1. 多様な人材の活躍推進</p> <p>性別、国籍等を問わない多様な人材が当社グループの事業に新たな発想とアイデアをもたらす、イノベーションの原動力となると確信し、多様性の確保を推進しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キトーユニバーシティの開催 国籍・性別・世代等の多様な人材の活躍にむけて、グループ各社より、将来の管理職候補者育成する教育プログラムを毎年開催しております。 <p>2. 女性活躍推進</p> <p>2018年から3か年の行動計画を定め取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標 女性の技術系応募者を20%増やす。 目標 両立を支援するための環境整備を進める。 目標 女性キャリアアップ支援を実施する。 <p>また、当社の行動計画については厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に記載しておりますので、ご参照ください。 (http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=604)</p> |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2015年4月21日付にて、取締役会にて下記のとおり「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂につき決議しました。

「内部統制システム構築の基本方針」については、会社法施行に対応し、2006年5月31日開催の取締役会において決議し、その後2008年4月22日及び2010年2月24日開催の取締役会にても、一部改訂しておりますが、2015年に、2015年5月1日付施行の改正会社法及び同施行規則に合わせ、改めて決議を行ったものであります。

1. 基本方針

当社は、「すべてのお客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値と認識しており、当社のあらゆる活動はこの理念に基づいて実施されねばならない。

その実現の為に、すべての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築・運用していくことが重要である。そこで、当社は以下の通り、当社及び当社子会社の業務執行に関する体制及び監査に関する体制を当社取締役会において決定し、この体制に基づく活動を通じて、上記理念の実現を図るものとする。

2. 業務執行に関する体制

- 1) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等(会社法施行規則100条1項5号イの取締役等をいう。以下同じ。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号二)
 - (1) 当社は監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。
 - (2) 当社の取締役会は、法令、定款及び「取締役会規定」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。監査役は、法令、定款及び「監査役会規定」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。
 - (3) 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った会社形態とし、子会社の取締役会又は海外のこれに準ずる機関(以下、総称して「子会社取締役会」という。)は、法令、定款、当社「グローバル決裁権限規則」、及び当社「関係会社管理規則」等に従い、これを運営し、当社子会社の取締役等は、子会社取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。当社子会社の監査役又はそれに相当する者がある場合には、その者は、法令、定款及び適用される社内規程に基づき、取締役等の職務執行の監査を行う。
 - (4) また、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則った行動をするための行動規範として、コンプライアンスに関する基本方針及び諸規程を定め、社内周知し、運用の徹底を図るとともに、これらの方針及び規程に従い、コンプライアンスの状況について定期的に又は随時取締役会に報告する体制を構築し、取締役会はこれを通じた問題点の把握と必要な見直しを行う。
 - (5) 当社グループのコンプライアンス上の問題がある事項に関する内部通報窓口を当社に設置・運用する。又、子会社についても、所在地の法令及び実情に従い、必要があれば内部通報窓口を設置・運用する。
 - (6) 当社内部監査室が、当社及び子会社の監査対象部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)
当社の取締役及び子会社の取締役等の職務執行に係る文書・記録については、「定款」及び「取締役会規定」等によるが、詳細については「文書管理規則」を定め、適切に保存・管理する体制をとる。当社取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧することが出来るものとする。また、「個人情報保護規則」等の社内規程を定めて情報セキュリティの確保・適正な運用に努める。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則100条1項5号イ)
当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
- 4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号、5号ロ)
 - (1) 重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、当社並びに子会社の取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関にて厳正な審査を行う。また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署が事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化に努める。
 - (2) 当社は、リスク管理に関する基本規定(「リスク管理規定」)を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、法務担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進する。リスク管理は、当社及び子会社の当該分野の所管部署が原則として実施するが、当社のリスク管理事務局は、当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理規定の中には、各種事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い直しを行い、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための実施事項を織り込む。
 - (3) 当社内部監査室が、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。
- 5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保する為の体制(会社法施行規則100条1項3号、5号ハ)
 - (1) 当社の取締役及び子会社の取締役等について、当社及び子会社が合理的な職務分掌を定めると共に、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌及び権限を定める。
 - (2) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会決議事項の決定を行うと共に定例の執行役員会を毎月1回開催し、業務執行状況の確認等、情報の共有を図る。さらに必要に応じて臨時に取締役会又は執行役員会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。
また、目標管理を徹底し、取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を四半期毎に取締役会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。
 - (3) 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った定例の子会社取締役会を開催し、子会社取締役会決議事項の決定を行うと共に必要に応じて臨時に子会社取締役会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。
また、目標管理を徹底し、当社取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を、子会社代表取締役又はそれに相当する者が子会社の定例の子会社取締役会において報告すると共に、子会社管掌の当社事業本部長が当社の取締役会・執行役員会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。
 - (4) 当社内部監査室が、当社及び子会社の各部署の職務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

- 6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)(1)から5)に掲げられているものを除く。)
- (1) 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。又、当社は、当社執行役員会にて、当社の子会社より提出された月報について、当該子会社を管掌する部署より報告させる。加えて、子会社管理の統括部門として、法務担当部署を定めて、子会社管理を推進する。更に、グローバル展開している会計監査法人を採用することで、会計の適正性を確保するとともに、グループ会社の管理の統一を図るものとする。
 - (2) 当社内部監査室により、当社及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

3. 監査に関する体制

- 1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則100条3項1号から同3号)
監査役は、必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人(以下「監査役の補助使用人」という。)を任命する。監査役の補助使用人に任命された者は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを内部規程に明記し、これを徹底する。
また、監査役の補助使用人の人事異動・懲戒処分等については、監査役に事前に報告を行うほか、監査役の意見を十分尊重する。
- 2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則100条3項4号、同施行規則100条3項5号)
 - (1) 当社グループの取締役等、監査役(子会社でこれに相当する地位にある者を含む)又は使用人(以下「役職員」という。)は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制とする。また、当社において、日常的に発生する報告書、稟議書等の回覧先には当社監査役を加え、当社監査役に対し情報を提供する。
 - (2) 当社内部監査室、法務担当部署、総務担当部署、経理担当部署等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループに対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - (3) 当社グループの内部通報制度の取り纏め担当部署(法務担当部署)は、当社グループの役職員からの内部通報の状況を、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (4) 当社は、当社監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- 3) 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項6号、100条3項7号)
当社監査役は、当社取締役会、執行役員会はもとより、安全、品質、環境、製造、販売等重要な会議に出席し、経営の適法性及び効率性について監査すると共に、必要に応じて当社グループの取締役等又は使用人に対し説明を求め、また実地調査等を行うことでその実効性を高め、さらに、会計監査人、弁護士、その他外部の専門家との会合をもち、又は当該専門家を補助者として使用する等緊密な連携を図ることが出来る体制とする。以上の体制を確保するための費用は、当社が負担するものとし、当社監査役から費用の前払を求められたときは、これに応ずる。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制(コンプライアンス・リスクマネジメント)の一環として、反社会的勢力の排除には以下のとおり取り組む。

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や安全を脅かす反社会的な活動や勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で臨み、金銭などによる安易な妥協をせず、一切の関係を遮断する。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた体制
当社では、上記の基本的な考え方を「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、社内外に宣言し、また、反社会的勢力への対応統括部署を総務担当部署と定めるとともに、本社・各営業所にそれぞれ不当要求防止責任者を設置して、警察等からの情報収集等に努めるほか、必要があれば警察等への申告、相談等を行い、不当要求に応じないことを徹底する。
また、反社会的勢力から脅威や被害を受けるおそれのある場合の対応要領として、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、必要な情報が総務担当部署に報告され、被害を防ぐ体制を取る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために、必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、迅速にディスプレイで閉鎖できる体制を構築しております。また、適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員(連結子会社の役員・従業員を含む)に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて、経営者及び適時開示担当部署から適時開示の基本方針や適時開示の対象となる重要事実について周知徹底をはかっております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示担当組織の状況

担当部署名 コーポレート・コミュニケーション部
情報取扱責任者 CFO

(2) 適時開示手続き

イ. 決定事実に関する情報

適時開示担当部署は、取締役会等、重要会議付議事項をあらかじめ入手するとともに、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を準備し、情報取扱責任者を通じて代表取締役様に報告し、当該会議の承認を得て、当該会議の終了後開示します。

ロ. 発生事実に関する情報

該当事実が発覚した場合、各部署・各子会社は適時開示担当部署へ報告します。適時開示担当部署は、開示の要否について検討し、直ちに開示資料を作成するとともに情報取扱者を通じて代表取締役社長に報告、承認を経て、速やかに公表できる体制が整っております。

ハ. 決算に関する情報

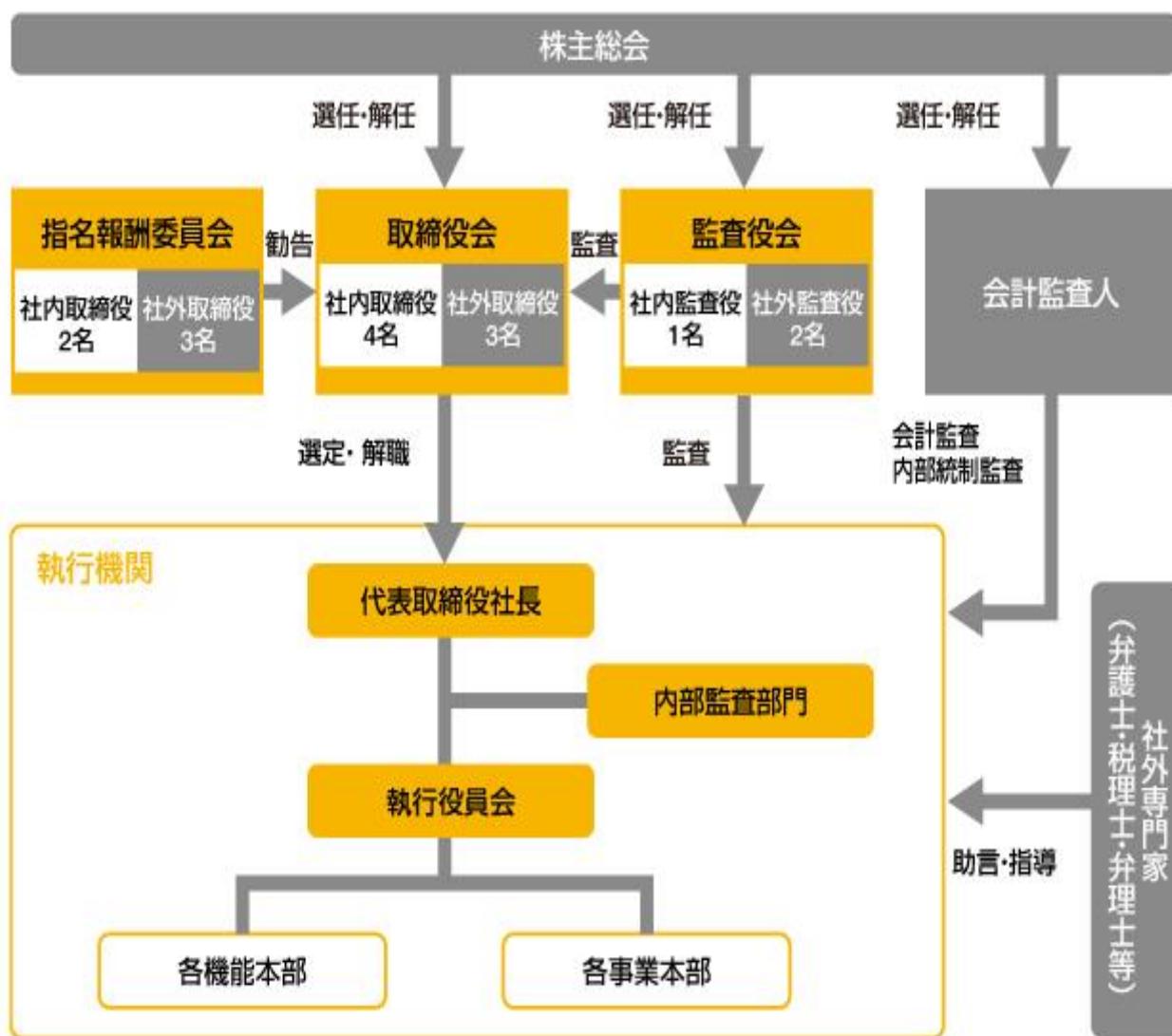
適時開示担当部署を中心として、決算開示資料(決算短信等)を作成し、決算に関する取締役会での承認を受けて速やかに開示します。

ニ. 企業集団に係る適時開示手続き

当社は、2020年3月末現在で重要な子会社19社を有しております。子会社からは月次決算書を翌月の10日までに提出を受けております。これらに基づき適時開示担当部署は適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば情報取扱者を通じて代表取締役社長に報告、承認を経て速やかに開示できる体制が整っております。

【 参考資料①：模式図 コーポレート・ガバナンス体制 】

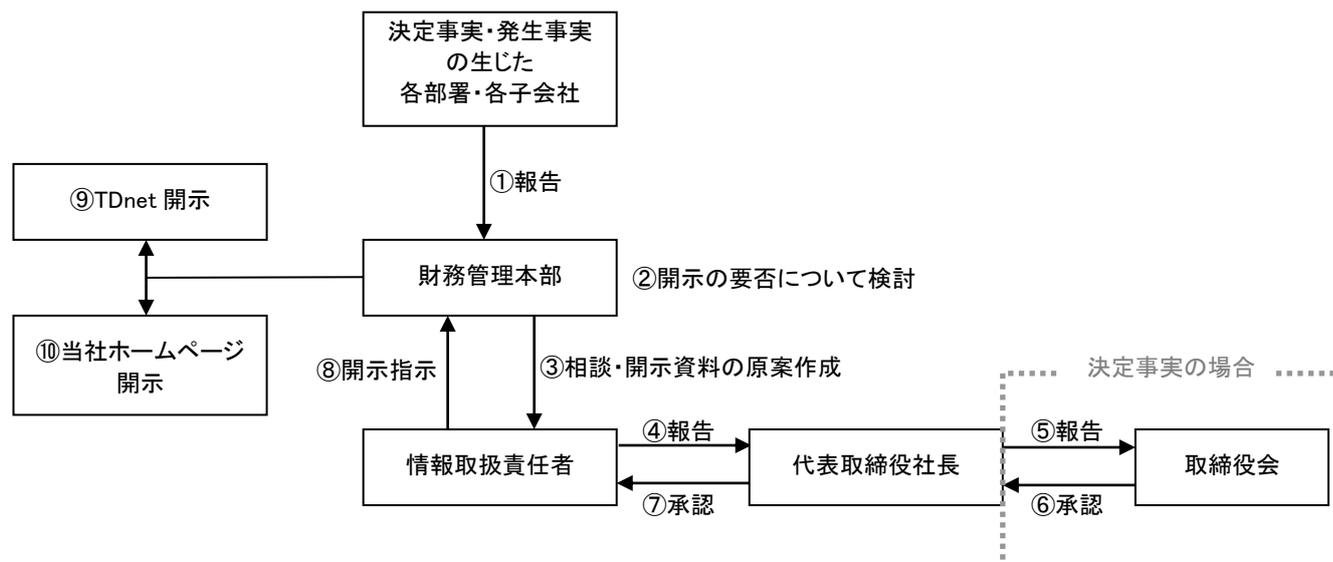
当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



【参考資料②: 模式図 適時開示体制】

当社の適時開示の概要は、次のとおりであります。

(1) 決定事実・発生事実に関する情報の定期時開示業務フロー



(2) 決算に関する業務の適時開示業務フロー

